

令和7年8月28日開催 和泉市教育委員会意見交換会並びに事前報告会要旨

出席者 大槻教育長、深堀職務代理者、酉家委員、中西委員、小谷委員、木村委員

教育委員会事務局 辻教育次長、東部長、上田指導監、鍛治次長、永井室長、奥課長、岩井課長

	議題	要旨
案件1	教職員の処遇改善及び働き方改革推進に向けた法改正について	<p>○「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年6月18日公布）」の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none">・学校教育の質の向上に向け、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進める <p>○法改正による主な措置</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 学校における働き方改革の一層の推進に向けて<ul style="list-style-type: none">・教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める(2) 組織的な学校運営及び指導の促進に向けて<ul style="list-style-type: none">・児童等の教育を司るとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」が新たな職として創設され、教諭よりも月6,000円程度高い処遇となる(3) 教員の処遇の改善に向けて<ul style="list-style-type: none">・高度専門職にふさわしい処遇の実現として、教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする

	<p>→学級担任への加算（月額 3,000 円程度）と想定</p> <p>○施行期日</p> <p>上記（1）（2）：令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>※「主務教諭」の配置は、令和 9 年 4 月 1 日となる見込み</p> <p>上記（3）：令和 8 年 1 月 1 日</p>
--	---